

保育所等施設利用者負担額(保育料)基準額表(月額)

参考

階 層 区 分 (市民税の税額控除前所得割額(調整控除後))			1号認定 3～5歳 幼稚園等の 子ども	2号認定 3～5歳 保育園等の子ども		3号認定 0～2歳 保育園等の子ども	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0
B	市民税非課税	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0
		上記以外の世帯	0	0	0	0	0
C	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	ひとり親世帯等	0	0	0	8,800	8,400
		上記以外の世帯	0	0	0	12,000	11,800
D1	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	9,200	8,800
		上記以外の世帯	0	0	0	13,000	12,800
D2	69,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	9,600	9,200
		上記以外の世帯	0	0	0	18,000	17,600
D3	77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	10,000	9,600
		上記以外の世帯	0	0	0	19,000	18,600
D4	97,000円未満		0	0	0	20,000	19,600
D5	169,000円未満		0	0	0	26,000	25,600
D6	211,200円未満		0	0	0	32,000	31,600
D7	301,000円未満		0	0	0	33,000	32,600
D8	397,000円未満		0	0	0	44,000	43,600
D9	397,000円以上		0	0	0	44,000	43,600

※「保育標準時間」とは、最長11時間の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の利用時間の子どものことをいいます。

※利用する施設・事業、公・私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。

※8月分までの利用者負担額は令和5年度の市民税額、9月分以降の利用者負担額は令和6年度の市民税額により決定されます。

(いずれも市民税の税額控除前所得割額(調整控除後))

※この利用者負担額以外に、各施設・事業によって、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収をすることがあります。

※3号認定者で同時就園の場合、2番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料となります。

※3号認定の児童が年度途中で満3歳に達した場合、2号認定に変わりますが、利用料は年度末までは3号認定の額が適用されます。

※3号認定の利用者負担額には給食(材料)費を含みます。

※2号認定者は、同時就園の場合、その児童を含めて3番目以降の子どもの副食(材料)費は免除となります。

※1・2号認定者で年収が360万円未満相当世帯の子どもの副食(材料)費は免除となります。

※1・2号認定者で免除対象とならない子どもの副食(材料)費については、市が助成します。(施設により上限あり)

【保育料の負担軽減措置について】

※3号認定者で市民税所得割額が57,700円未満の世帯の場合、第1子(生計を一にするもの)の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ひとり親世帯、在宅障害児(者)等のいる世帯で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、第1子は半額、第1子(生計を一にするもの)の年齢に係らず、第2子以降は無料となります。

【第2子以降の3歳未満児の保育料無償化について】

令和6年9月から第2子以降の3歳未満児の保育料について、保護者の所得制限や同時入所要件を設けず無料となります。